

# 公文書公開請求書

令和5年 4月 1日

あて先は実施機関の長となります。  
例)川西市教育長、川西市消防長、  
川西市上下水道事業管理者など

川西市長 あて

### あて先が「川西市長」以外の所管

公文書の所管	あて先
教育推進部及び こども未来部	川西市教育長
消防本部	川西市消防長
上下水道局	川西市上下水道事業管理者
市議会事務局	川西市議会議長
監査委員事務局	川西市代表監査委員
選挙管理委員会 事務局	川西市選挙管理委員会 委員長
公平委員会	川西市公平委員会委員長
農業委員会事務局	川西市農業委員会会長
固定資産評価審査 委員会	川西市固定資産評価審査 委員会委員長

請求者

郵便番号 666-8501

住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)

川西市中央町12-1

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者)

川西 太郎

平日の昼間に連絡可能な  
電話番号をご記入ください。  
(携帯電話可)

電話番号 (072) 740-1141

川西市情報公開条例第6条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求

請求を希望する公文書が特定  
できるように、詳しくご記入く  
ださい。  
請求書の記載に不備があつた  
場合は、補正をお願いする場  
合があります。なお、補正が完了  
するまでの期間は、標準処理  
期間には含まれません。

最新の航空写真 (川西市中央町12-1周辺)  
縮尺 1000分の1

公文書の  
件名又は内容

公文書の公開の方法を選択してください。

「閲覧等」

閲覧等により希望する場合は、手数料は無料です。

「写しの交付」

公文書の写しを窓口で受け取る場合は、

公文書の写し1枚(A3まで)あたり10円の手数料が必要です。

「写しの送付」

公文書の写しを郵送で受け取る場合は、

公文書の写し1枚(A3まで)あたり10円の手数料が必要です。また、公文書の郵送に  
要する費用は請求者のご負担となります。

※市から納付書を発送いたしますので、手数料の納付確認後に公文書を発送いた  
します。

公開の方法

閲覧等

写しの交付

写しの送付

備考

注 各欄に必要事項を記入し、□には該当するものに「レ」印を入れてください。